

A重油供給業務に関する契約書（案）

県立北部病院、県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センター及び県立精和病院（以下「県立病院」という。）において使用するA重油の購入に関し、沖縄県病院事業管理者病院事業局長 本竹秀光（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（品名、規格、購入単価及び納入場所）

第1条 品名、規格及び購入単価（うち、取引に係る消費税及び地方消費税〇〇〇円（以下「消費税等」という。））は、次のとおりとする。

品名	規格	単位	購入単価（消費税込）
A重油	J I S第1種2号	リットル	円

2 前項に規定する消費税等の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、購入代金に110分の10を乗じて得た額である。

3 納入場所は次のとおりとする。

- (1) 沖縄県立北部病院
- (2) 沖縄県立中部病院
- (3) 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
- (4) 沖縄県立精和病院

4 甲又は乙は、契約期間内において、物価等の著しい変動その他経済事情により、契約単価が著しく不相当であると認められるに至ったときは、甲乙協議の上、契約単価を変更することができる。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、令和8年10月1日から同年12月31日までとする。

（納入）

第3条 乙は、契約期間中県立病院の発注があるごとに、その都度納入先の県立病院が指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合、乙は、直ちに納品書をもってその旨を県立病院に通知するものとする。

（検査）

第4条 県立病院は、前条の通知を受けたときは、直ちに乙の職員の立ち会いのもとに検査を行う。

2 前項の検査の結果、不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、県立病院の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損した物の損失は、乙の負担とする。

(危険負担)

第5条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(再委託禁止)

第6条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(代金支払)

第7条 乙は、毎月10日に前月中に納入した分を取りまとめたうえ、納入先の県立病院の確認を得て法令所定の消費税を加算しその代金の支払を県立病院に請求するものとする。

2 県立病院は、乙からの支払請求書を受理してから30日以内に代金を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(履行遅延違約金)

第8条 乙は、納入期限までに県立病院の注文した品の納品を終了しないときは、違約金を遅滞日数に応じ、未済部分の金額に対し沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第109条第1項に規定する割合で計算した額の違約金を甲に納付しなければならない。

(契約の解除等)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしに、この契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰すべき事由により、第3条に掲げる納入期限若しくは猶予期限までに県立病院が発注する物品の引渡しができないとき、又は引渡しをする見込みが明らかでないとき。
- (2) 乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと明らかに認められたとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(損害賠償)

第 10 条 前条の規定により契約が解除され甲及び県立病院に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負う。

2 前条の解除により乙に生じた損害については、甲及び県立病院はその責めを負わない。

(費用の負担)

第 11 条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 12 条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県病院事業局財務規程（平成 18 年沖縄県病院事業局管理規程第 19 号）並びに沖縄県財務規則を遵守するものとし、もし、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 前項によっても本契約に関する紛争が解決しない場合の第一裁判所は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

(契約保証金)

第 13 条 乙は、契約保証金として委託代金の 100 分の 10 を乗じて得た額を納付しなければならない。（ただし、乙が沖縄県病院事業局財務規程第 133 条第 2 項のいずれかの号に該当する場合は、全部又は一部を免除とする。）

(天災地変等)

第 14 条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限を延長することができる。

2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 県立病院は、第 1 項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第 8 条の違約金を免除することができる。

(機密の保持)

第 15 条 乙及び乙の従業員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市旭町 116 番地 37
氏名 沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 本竹 秀光 印

乙 住所
氏名
印

仕 様 書

1. 調達目的

非常用発電機、病院内冷暖房機及び給湯等の燃料として使用

2. 調達燃油及び規格

燃料名 : A重油 規 格 : J I S 第 1 種 2 号

3. 搬入方法

タンクローリーにより搬入し、タンクに詰め替える。

4. 搬入場所

- ・ 沖縄県立北部病院
〒905-8512 沖縄県名護市大中二丁目 12 番 3 号
- ・ 沖縄県立中部病院
〒904-2293 沖縄県うるま市字宮里 281 番地
- ・ 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
〒901-1193 沖縄県島尻郡南風原町字新川 118 番地 1
- ・ 沖縄県立精和病院
〒901-1105 沖縄県島尻郡南風原町字新川 260 番地

5. 単価契約の変更協議基準

(1) 価格変更の指標

経済産業省資源エネルギー庁が発表するレギュラーガソリンの価格（消費税抜）を指標とする。

(2) 変更単価の決定方法など

上記（1）の燃料の指標価格を月末で比較し「1 リットル当たり 3 円以上」の変動があった場合は、その都度協議を行うものとし、変更単価は翌月適用とする。

6. その他

- (1) 各県立病院が指定した期日までにA重油を指定の場所に搬入し、タンクへの詰替作業等の役務を含む。
- (2) 契約については単価契約（1 リットル）とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。